

第3回宮城県住宅施策懇話会議事録

日時：令和3年8月3日（火）10：00～12：00

会場：宮城県庁舎 行政庁舎9階第一会議室

出席委員：有川委員，石井委員，井上委員，姥浦委員，佐々木委員，千葉委員，
吉野委員，米村委員

1. 開会

事務局（櫻井副参事）

それでは若干定刻前ではございますが、ただいまから第3回宮城県住宅施策懇話会を開催させていただきます。進行を務めさせていただきます土木部住宅課の櫻井と申します。よろしくお願い申し上げます。会議に入ります前に新型コロナウイルス感染症対策に関するご案内をさせていただきます。御発言の際なのですが、マスクの着用などの咳エチケット、こちらの方、お願い申し上げます。また御発言の際なのですが、係の者がマイクをお持ち致しますが、マイクの方ですが使用される都度、除菌の方をさせていただきます。最後になりますが、1時間に1回程度、暑い中大変恐縮ではございますけれども、窓を開けて換気の方をさせていただきたいと存じます。以上でございます。よろしくお願い致します。

続きまして配布資料の確認をさせていただきたいと存じます。まず、宮城県住生活基本計画（案）、冊子になっているものでございます。次に今回の議事に関連する資料と致しまして、資料1、第2回宮城県住宅施策懇話会における主な意見というA3版、白黒の両名印刷した1枚でございます。続きまして資料2、宮城県住生活基本計画（案）の骨子（計画案反映）、A3版でカラー印刷した1枚の資料になります。最後に資料3、宮城県住生活基本計画（案）の概要、A4判で両面印刷した3枚のものになります。資料に不足、ございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは開会にあたりまして宮城県土木部副部長の藤田よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶

事務局（藤田副部長）

皆様、改めましておはようございます。私今年の4月から土木部の副部長をしております、藤田でございます。どうぞよろしくお願い致します。開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

皆様、本日はお忙しい中、第3回宮城県住宅施策懇話会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には日ごろより、本県の住宅行政にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。本懇話会は全4回の開催を予定しておりますが、前回は今年の1月20日に開催致しまして、第2回懇話会では、新たな宮城県住生活基本計

画の骨子案について、それぞれのお立場から幅広いご意見を賜りました。改めまして、皆様には感謝を申し上げたいと思います。

本日でございますが、前回いただきましたご意見を踏まえまして、とりまとめました「宮城県住生活基本計画案」について、事務局の方からご説明させていただきまして、皆様からご意見をいただきたいと考えております。

さらには、本日皆様から賜りますご意見等を反映した中間案を作成致しまして、これにつきましてパブリックコメントを実施し、広く県民の方々からご意見をお寄せいただくこととしております。委員の皆様におかれましては、ご専門のお立場から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。大変簡単ではございますが、私からのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

3. 出席者紹介

事務局（櫻井副参事）

それではですね、本日ご出席いただいております皆様のご紹介でございますけれども、大変恐縮ではございますが、配布しております「出席者名簿」の方に替えさせていただきますと存じます。よろしくお願い申し上げます。

4. 議事

事務局（櫻井副参事）

それでは早速議事に入らせていただきたいと存じます。議事の進行は石井会長にお願いしたいと存じます。石井会長、よろしくお願い致します。

石井会長

はい。皆様おはようございます。いつ以来でしょうかね、半年以上前になりますけれども、本当に暑い夏でコロナもありますけども、明らかに気候が変わってますよね、記憶で学生の頃仙台にいて、30年くらい前のことを考えるとエアコンなしでも全然過ごせるのが仙台でしたけれども、もはやそうではない。明らかに気候が変わっていますし、当然住宅のあり方もそれによって変わらざるを得ないところもあるかなと改めて感じております。今日は前回から時間をおいてますけれども、その間に、今日の議題の基本計画の案がでてきていますので、そちらを元に議論をいただくということになっております。若干前回からの復習をしていかないとちょっと記憶が辿れないと思いますので、資料を使いながら、まず今日は議題が1つだけでございますので、そこに向けて資料を使って少しご説明をいただいて、後程皆様からご意見を賜りたいというふうに思っております。

では早速事務局の方から資料を使ってご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

事務局（渡邊技術主査）

住宅課企画調査班の渡邊と申します。座ってご説明させていただきたいと思えます。

今年の1月20日に開催しました第2回の懇話会でのご意見を反映させ、骨子をまとめ、委員の皆様へ今年3月に送付させていただいております。その骨子を元に、未定稿ではございますが宮城県住生活基本計画（案）を作成しております。本日はこれを計画案と呼ばせていただきます。

この計画案については、本日の懇話会でのご意見を踏まえ、かつ、市町村及び県庁内の意見を反映し、中間案としてとりまとめたものを、パブリックコメントの前に改めて委員の皆様へご提示させていただきます。計画の最終案につきましては、パブリックコメントの意見も踏まえ、第4回懇話会の際に提示させていただきます。

それでは、配布資料の1から3及び計画案について、ご説明させていただきます。資料1、白黒のA3版の両面のものでご覧ください。こちらは「第2回宮城県住宅施策懇話会における主な意見と対応」になります。構成としましては、左から第2回懇話会時にいただいたご意見内容、次に3月に委員の皆様へ提示した対応方針、次にそれらを今回の計画案で記載しているページと、その対応内容となっております。対応内容につきましては、計画案の中で抜粋してご説明させていただきます。

続きまして、資料2カラーのA3版1枚をご覧ください。こちらの資料2につきましては、「宮城県住生活基本計画（案）の骨子」になります。3月に委員の皆さまへ送付させていただきました骨子に計画案を組み入れたものになります。左から、Aとして現状と課題を踏まえた重視すべき視点、次にBとして、施策体系、下段にCとして4つの重点推進プログラム、そしてDとして計画の推進体制としており、構成の変更はございませんが、懇話会でのご意見や推進する施策や取組の内容を踏まえまして、事務局で再検討し、一部、目標、基本方針、施策、重点推進プログラムのタイトル等を修正しております。なお、変更箇所は、下線で示しております。副題の位置づけにつきましては、3月の段階では仮置きしておりましたが、目指す住生活の姿として整理し、言葉を見直ししております。

続きまして、資料3の「宮城県住生活基本計画（案）の概要」と冊子になっております「宮城県住生活基本計画（案）」の両方を用いまして、計画案の内容につきましてご説明させていただきます。まずは、計画案の表紙をご覧ください。こちらは委員の皆様からの御意見を踏まえまして、県民向けのメッセージとして「あたたかな住まいに、自分らしく住もう」を副題として整理しております。なお、この言葉に込めた思いにつきましては、計画案の表紙の裏面に記載しております。三行目になりますが、「本計画の主演である私たち県民一人ひとりが、安全で恵み豊かな県土の中で、幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城の実現を目指し、豊かな地域資源を活かした住まいづくり、まちづくりに向けた取り組みを一緒に進めてまいりましょう」としております。

続きまして、次のページの目次をご覧ください。本計画の構成をご説明いたします。第1章が「計画の目的と位置づけ」になります。第2章が「住生活をめぐる現状と課題」と致しまして、「1 宮城県の住生活をめぐる現状と課題」「2 重視すべき視点」になります。第3章が「住宅政策の目標」と致しまして、「1. 目指す住生活の姿」、「2. 住宅政策の目標」、「3. 成果指標」になります。第4章が「目標に向けた施策展開」と致しまして、「1. 目標に向けた施策展開」、「2. 公営住宅の供給目標量」になります。第5章が「重点推進プログラム」と致しまして4つ設定しております。こちらは、現計画にはない章立てとなっております。今後、本県が重点的に進めていく施策を提示しております。第6章が「計画の推進に向けて」になります。最後に用語集などの資料編となっております。構成は以上になります。

次に、資料3の概要の1ページ目をご覧ください。章立ては計画案と同様になっております。ページ数が記載しておりますが、計画案のページに対応しております。まず第1章の「計画の目的と位置づけ」の内容につきましては、これまでの懇話会にてご説明しておりますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、第2章「住生活をめぐる現状と課題」でございます。統計調査の結果や住生活を取り巻く社会経済情勢の変化から、現状分析を行い、本県の住生活における現状と課題を4つの重視する視点と、新型コロナウイルス感染症対策による社会情勢の変化にまとめております。宮城県が持つ、強み、弱みの部分を含めてご説明いたします。概要版におきましては、宮城県の持つ強みにつきましては、アンダーラインを引いており、直線は強み、弱みを破線としております。

まず、(1)「居住者の視点」と致しまして、合計特殊出生率が全国46位と低位で推移しているため、子供を産み育てやすい環境づくりが求められています。こちらは弱みになり、右側の図1のとおりになります。また、民間賃貸住宅の貸主が、単身高齢者や外国人等の入居制限を一定数設けているため、貸主の不安解消に向けた取組が必要です、としております。

次に(2)「ストックの視点」と致しまして、「世帯数以上の住宅ストックがあり、空き家が増加しているため、市町村の空き家対策の推進が早期に求められています。」こちらは、全国平均より県平均が低いため、強みになり、右側の図2のとおりとなります。一方、既存住宅の流通が全国より低くなっているため、既存住宅の流通促進にむけた環境整備が求められています。こちらは弱みになります。

続いて(3)「まちづくりの視点」としまして、「県民の約4割、全国が約7割となっておりますが、何らかの災害リスクを抱える地域に居住しているため、災害リスクを踏まえた住まい・まちづくりが必要です。こちらは全国平均より低いため、強みになり、図3のとおりとなります。また、都市のスポンジ化等によって地域のコミュニティなどの維持が困難になるおそれがあるため、多様な人々が安心してくらせる住まいづくり・まちづくりが求められています。

さらに（４）「東日本大震災からの復興の視点」と致しまして、「頻発・激甚化している災害に備えるため、「地域型復興住宅」を供給した取り組みなど、東日本大震災の経験を活かした取り組みが求められています。こちらは、経験や実績があることから強みとなります。

最後に、（５）「新型コロナ感染対策による社会情勢の変化」についてですが、「新型コロナ感染症対策による「新たな日常」に対応したライフスタイル等の変化など大きな潮流を踏まえた住宅施策の展開が求められています。」としています

続きまして、概要版の２ページ目をご覧ください。「第３章」でございます。「目指す住生活の姿」として「地域の支え合いを育み 安心できる暮らしを繋ぐ みやぎの豊かな住生活」としております。内容としては、「県民や民間事業者などの様々な主体との連携・協働により、人々が互いに支え合う地域社会を育むとともに、みやぎの風土や多様なライフスタイルに応じた良質な住まいを確保し、安心できる暮らしを次世代に繋げていく、みやぎの豊かな住生活の実現を目指します。」としております。

続きまして、「住宅政策の目標」でございます。先程ご説明した、４つの重視すべき視点と新型コロナ感染症対策からの社会情勢の変化への課題に対応し、本計画の目標を達成するため、３つの目標を掲げ、施策を推進することとしております。

まず、「目標１ ひとりひとりが安心できる住まい 住まいのセーフティネットの充実」としまして「居住者の視点」に対応する目標として位置づけております。

続きまして、「目標２ 豊かさを繋いでいく住まい 次世代に継承できる住宅ストックの形成」と致しまして「ストックの視点」に対応する目標と位置づけております。

最後に、「目標３ 備え・支え合う住まいと地域 災害に強く持続可能な住まい・まちづくり」として「まちづくりの視点」に対応する目標として位置づけております。

視点の「東日本大震災の視点」については、主に目標３に、「新型コロナ感染症対策による社会情勢の変化」への対応については、各目標の施策の中に落とし込んでおります。

続きまして、「成果指標」になります。計画案の４０ページをご覧ください。概要版につきましても、目標毎に整理しております。計画案の４０ページにありますが、成果指標は施策の効果について、分析・評価などの検証を行うためものになります。今回、成果指標につきましても、災害公営住宅の建設などが完了したこと、令和３年３月に改定された国の住生活基本計画（全国計画）の成果指標を踏まえ、宮城の強み・弱みなどを検討した結果、成果指標を見直し、主にアウトカム指標として設定しております。目標値につきましても、県と全国の傾向を考慮し、トレンドを上回るように設定しております。現況値につきましても、５年毎に実施する国の住宅生活総合調査等を元に算出しております。

目標１につきましても成果指標は３つございます。「住宅のセーフティネットの充実」としまして、「民間賃貸住宅の低額所得者の「住居費負担感」について生活必需品を切

り詰めるほど苦しいと感じていない割合」としております。現況値が81.4％、目標値として85％としております。他の2つは「高齢者世帯の住まいの満足度の向上」「子育て世帯の住むまちの満足度の向上」としてしております。

目標2として成果指標は4つございます。「空き家の増加の抑制」については、国と同様の成果指標となっており、2030年の宮城県の推計値は6.9万戸になっていきますが、国と同様の割合で6万戸程度に抑えるよう目標値を設定しております。他の3つのうち「環境にやさしい住宅の普及」につきましては現計画と同じ指標を採用し、「既存住宅の流通の促進」と「住まいの総合的な満足度の向上」としてあります。

目標3として成果指標は、3つございます。「災害に強く持続可能な住まい・まちづくりの推進」につきましては、「地域防災計画に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市町村の割合」としており、国と同様の成果指標としております。国では今年度以降に調査を実施しながら実施状況を把握していくとしており、国と同様の2026年度に50％を目指すこととしてあります。他の2つは「移住・定住の促進」「住むまちの総合的な満足度の向上」としてあります。

続きまして、「第4章 目標に向けた施策展開」として、計画案の44ページをご覧ください。今計画の体系を分かりやすく示すため、一覧表としております。左から「目指す住生活の姿」「目標」「基本方針」「施策」「対応する「SDGz」」を示しております。

続きまして、目標、基本方針毎の施策と主な取り組みにつきまして、概要版と計画案をご覧くださいながら、抜粋してご説明致します。

目標1の施策と主な取り組みにつきましては、概要版は3ページになります。

目標1の施策と致しましては基本方針（2）「公営住宅等の適切な供給」施策2「公営住宅・災害公営住宅等の適切な運営」につきましては、計画案の47ページに記載しており、黒丸2つめと致しまして「県と市町村は、今後増加が見込まれる公営住宅や災害公営住宅の空き住戸について、移住・定住用の住宅などへ活用し、適切な運営に努めます。」としてあります。

続きまして、基本方針（4）「高齢者の住まい・住まい方支援」施策2「高齢者が安心して暮らせる住まい方と環境づくり」については、計画案の49ページに記載しており、黒丸2つめとして「県は、住み慣れた住まいに、より長く住み続けられるように、高齢者の健康管理や遠隔地からの見守り等のためIoT技術等を活用したサービスに関する情報の提供に取り組めます。」としてあります。

続きまして、基本方針（5）「子育て世帯への居住支援」施策2「子育てしやすい居住環境の整備」につきましては、計画案の50ページに記載しております。黒丸1つめとなりますが、「市町村は、国の補助事業などを活用し、まちづくりの施策と連動した子育て世帯等のための支援施設等の整備を図ります。」としてあります。

次に、目標2の施策と主な取り組みにつきましては、概要版は4ページになります。

基本方針（２）「適切な維持管理・リフォーム等の促進」施策３「住宅リフォームの促進と持続可能な住生活産業」につきましては、計画案の５４ページに記載しております。計画案の黒丸４つめですが、「県は、安心してリフォームを行うことができる環境を整備する国のリフォーム事業者団体登録制度などの普及に取り組みます。」としております。

続きまして、基本方針（３）「計画的・総合的な空き家対策の推進」施策３「空き家の活用促進」につきましては、計画案の５６ページに記載しております。黒丸１つめとなりますが、「県は、農地付き空き家などの所有者と移住・定住などの入居希望者をマッチングする市町村の空き家バンク活用の取り組みを支援し、空き家の活用を促進します。」としております。

続きまして、基本方針（４）「既存住宅の流通促進」施策２「既存住宅の流通を促進する環境整備」につきましては、計画案は５７ページに記載しております。黒丸１つめとなりますが「県は、基礎的な性能や優良な性能が確保された既存住宅の情報が購入者に分かりやすく提示される仕組みとして、安心R住宅などの普及促進を図ります。」としております。

次は、目標３の施策と主な取り組みにつきましては、概要版は５ページになります。基本方針（１）「安全・安心で美しい住まい・まちづくりの推進」施策１「災害リスク等を踏まえた住まい・まちづくり」につきましては、計画案の５９ページに記載しております。黒丸２つめとなりますが、「県は土砂災害警戒区域の指定、市町村はハザードマップの作成を行い、災害リスクに関する情報の普及啓発に取り組みます。」としております。

続きまして、基本方針（２）「人口減少・少子高齢化に対応した地域共生社会の実現」施策２「地域コミュニティの維持・活性化」につきましては、計画案の６１ページに記載しており、黒丸４つめとなりますが、「県は、移住・定住施策と連携し、移住・定住してきた人々などが集えるような施設とするため、国の補助事業を活用する市町村を支援し、空き家を活用した生活支援施設や交流施設等への転用を促進します。」としております。施策の方は以上になります。

続きまして、「公営住宅の供給目標量」になります。概要書の５ページをご覧ください。計画案につきましては６３ページに記載しております。住宅に困窮する低額所得者等の世帯の居住の安定を図るため、公営住宅の供給目標量を設定しております。計画期間内における要支援世帯を２１，０００世帯と推計しており、その方たちへ供給できる公営住宅の戸数、すなわち供給目標量として、県内全域での県営と市町村営を合わせた公営住宅の空き家募集等を合計したものになり、公営住宅供給目標量を致しまして２１，０００戸としております。現在国と事前協議しており、記載方法、数値等が変更になる可能性があります。

続きまして、「第５章 重点推進プログラム」になります。概要版は６ページになり

ます。計画案では65ページからとなります。重点推進プログラムは、本県が直面している課題に対応し、重点的に取り組む施策を、県民などの多様な主体と連携・協働して推進していきます。計画案の67ページをご覧ください。施策の必要性を整理しまして、重点内容を記載しております。また、下にある表で「主な施策と取り組み」につきましては、第4章にありました施策を再掲しております。参考指標として毎年度、PDCAを行って行く際のモニタリングしていくことができるよう、主にアウトプット指標として設定しております。

まず、重点推進プログラム1の「住まいの確保プログラム」について、重点内容の「居住支援及び体制の充実」と致しまして「誰もが住みたいところへ住まいを確保できるようにするため、県は宮城県居住支援協議会構成団体や市町村と連携を強化し、住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等へ入居する際に課題となっている賃貸人が抱える不安要素の解消へ向けた仕組み等を検討し、居住支援の環境整備などに取り組みます。」としております。また、「主な施策と取り組み」につきましては、「地域居住支援会議（協議会）の設置、開催」などとしています。なお、「参考指標」につきましては、「1 セーフティネット住宅登録数」などとしています。

次に重点推進プログラム2「若年・子育て住まい応援プログラム」につきましては、計画案の68ページをご覧ください。重点内容と致しましては、「若年・子育て世帯向け住まいの支援の充実」として「若年・子育て世帯の住まいの確保を図るため、公営住宅や民間賃貸住宅による重層的なセーフティネットの構築を進めるとともに、移住・定住等の県や市町村の支援制度等の普及を促進します。」としております。また、「主な施策と取り組み」につきましては、「住み替えを支援する仕組みの構築」などとしています。なお、「参考指標」につきましては、「1 子育て世帯への住まいに関する支援制度を実施している市町村数（住宅関連への補助）」などとしております。

続いて、重点推進プログラム3「空き家の利活用・抑制推進プログラム」につきましては、計画案の69ページをご覧ください。重点内容と致しまして、「市町村と地域の専門家の連携」として「市町村が主体となった空き家対策を推進するため、市町村の空き家等対策計画の策定を支援します。」としております。また、「主な施策と取り組み」につきましては、「地域の住宅関連事業者のリフォームを促進する体制の整備」などとしています。なお、「参考指標」につきましては、「1 市町村の空き家等対策計画策定率」などとしています。

続いて、重点推進プログラム4「住まい・まちづくりへの意識啓発プログラム」につきましては、計画案の70ページをご覧ください。重点内容としまして、「自らの住まい・居住環境への住教育の推進」として「県民が安全・安心で快適な住生活を主体的に実現できるよう、県、市町村、大学等の教育機関、地域事業者等が連携し、多様なニーズや社会情勢を踏まえた住まいや居住環境について普及啓発を行います。」としております。また、「普及啓発テーマ例」としまして「高齢期を見据えた住まい方」や「空き

家対策」のガイドブックを作成し活用していくとしています。なお、「参考指標」につきましては、「1 木造住宅耐震化事業補助件数（改修工事）」などとしています。

最後に、第6章「計画の推進に向けて」でございます。概要版は6ページをご覧ください。計画案は71ページ以降になります。「住宅施策の推進に当たっては、県民、民間事業者、県、市町村、公的団体等が情報共有を図り、それぞれの役割を果たすとともに、連携・協働して、総合的かつ効果的に住宅施策や取り組みを推進していきます。」としております。駆け足になりましたが、事務局からのご説明は以上になります。石井会長よろしくお願い致します。

石井会長

はい。ありがとうございます。内容、量があるところですけども、ざっと一通りご説明いただきました。前回から今回にかけて計画案がより具体的に示されているというところがございますので、そちらの中身、内容等をご確認いただいてそこにご意見いただくということになるかと思えます。確認なんですけど、これからの予定として中間案でパブリックコメントということと最終案、第4回の懇話会で最終案ということですので、スケジュール的な、どのくらいの時間がそこにあるのかというのをちょっと教えていただいて、それによって皆さん、ご発言いただく内容がすぐに反映されるものと内容によっては最後の最終案に向けて少し調整していくというものといろいろレベルもあるでしょうから、今後のスケジュール的なところだけまず教えていただければと。中間案、パブコメをいつ頃にやるのかということ、最終案をいつ頃に整えていくのかというところですね。

事務局（木村技術主幹（班長））

事務局です。座って説明させていただきます。今回第3回の住宅施策懇話会の皆様からいただいた意見を踏まえまして、今月中にパブコメ用の中間案として案を整理したいと考えております。ので、パブリックコメントは9月～10月くらいの間で30日間を予定しております。その後パブリックコメントいただいた意見を踏まえまして10月～11月くらいに第4回住宅施策懇話会を開催致しまして、12月～1月に計画を改訂・公表したいと現時点で考えております。

石井会長

ということですので、今日ご意見いただいたもので、可能なもの、反映できるものはそれを反映させながら今月中くらいに取りまとめて計画案としてそれをパブリックコメントで出すと。その後、パブコメのご意見、それからおそらく今日いただいたご意見もすぐに反映出来ないものがあるかもしれないので、その辺は調整、検討いただきながら最終案を11月～12月にかけてまとめていくということですので、そういうスケジュー

ール感でイメージしていただけたらと思います。ではもうそれぞれの皆さんからどんなご意見でも感想でも構わないので、この計画案についてそれぞれの立場でご確認いただいた中で気になること、確認が必要なこと、より改善が必要な点、ご意見、ご提案等いただけたらと思います。では順番に一通り伺うことにして、改めて最後何かあればまた全体でご意見いただくことにしたいと思いますので、確か前回は有川先生が最後だったかな。最後になるほど大変かもしれないから、皆さん同じ事を重なって言われても全く構いませんので、今日はこちらからこういく形でいきますかね。では吉野委員からお願いできますでしょうか。

吉野委員

すごく細部にわたって様々なことをまとめて出していただいて、こういうふうになったらいいなというふうに感じました。特に高齢者の分野から、私も参加させていただいてからお伝えしていた高齢者の経済的な問題であるとかなかなか住まいが借りられないという身元保証の問題だったり、高齢者特有の問題というところも貸主の方の不安を軽減していく取り組みが入っていたのがすごく心強く思いました。私からは以上です。ありがとうございます。

石井会長

注文とかはないですか？大丈夫ですか今のところ。はい、ありがとうございます。では次は千葉委員よろしくお願い致します。

千葉委員

大変綺麗にできていますけれども、計画案の反映の骨子案のところなんですけど、居住者の視点というところだけ、「高齢者、低額所得者、障害者、子育て世帯、外国人等の…」とありますけれども、この基本方針の方になってしまうとですね、高齢者と子育て世帯というところは（４）と（５）のところであるんですけど、低所得者、障害者、外国人というのはどれに含まれるのか、どのようになってきたのかというのがそのところがわからなかったのですけれど。そのところについてわかるように表示すればいいんじゃないかなと思います。

石井会長

はい。ありがとうございます。今のはA3版の計画案反映の「居住者の視点」の記載がこっちの方になったときにどういうふうに落とし込まれているのかというところですね？この辺はどうしたかね。高齢者、低額所得者、障害者、子育て世帯、外国人等と具体的に書かれていて、基本方針のところではそれがどこに入ってくるのかということですね。13ページの（３）多様化する住宅確保要配慮者と入居制限している民間賃貸住宅

の現状と課題の①のところでは今のところが入ってくるのかな。「低額所得者のみならず、高齢者、障害者、外国人、子育て世帯など範囲が広く…」というところですかね。ご意見としてはこの居住者の視点、この辺の視点がしっかりとこちらにも書き上げるように作ったらいいということですね。ありがとうございます。その辺をまた確認をしながら整理をしていただきたいと思います。では有川委員よろしくお願い致します。

有川委員

では私の方からはストックの視点からということで、前回ご意見をしっかりと対応いただきありがとうございます。目標2のところでは前回「紡ぐ」という言葉を使っておられたみたいなんですけど、それが「繋いでいく」という、繋ぐということは今回はストックの形成自体は当たり前なこと、その上でしっかりと繋いでいく、そちらに更に1歩進むという意気込みというふうには期待してよろしいのでしょうか？という質問が一点。結論は私としては良い言葉だなと考えております。で、ストック関連でいいますと、かつては日本の住宅は30年だと言われていたのが、今は推計の仕方も変わってきてますけれども、かなりポテンシャル自体は上がってきている。既に今建てられている住宅の質であるとか寿命については現状、より向上させるということで今の流れをそのまま継続していく。だけれどもその後、繋いでいくというところで何が問題なのか、1つは本当にストックが適正に評価されているのか、適正にマッチングされ、有効活用され、繋いでいっているのか、そういうところが基本方針の部分でも施策の部分でもわかりやすくまとめられているというところは評価できると思います。具体化するとなかなか施策にしても目標にしても難しいところはまだまだ残っているかと思いますが、逆に我々研究者の立場からすると繋いでいくために何がインセンティブになるのかというのはこちらの課題としてしっかりと取り組まないといけないというふうにも感じております。まずは感想としては以上です。

石井会長

今の時点で事務局の方で最初の「紡ぐ」から「繋ぐ」という話がありましたけれども、何かコメントがあればお願い出来ればと思いますけれども。

事務局（渡邊技術主査）

はい。事務局です。今、有川委員の方から感想ありました通り、ストックというのはもう結構かなりたまってきたというか過剰な状況になってきてますので、これからはそれをどんどん時代の変化といいますか、時代に合わせていいものをこれから繋いでいく、利用していくというのがこれからの主になるのかなということでこういった目標を掲げております。

石井会長

はい。ありがとうございます。先程の千葉委員の居住者の視点の話、私ぱっと見ていたらすみません、ちょっと戻りますけれども35ページに重視すべき視点ということで、居住者の視点から4つですね、そのままここに入っていますね。それでは次に行きたいと思います。左に行って佐々木委員よろしくお願い致します。

佐々木委員

宅建協会の佐々木でございます。大変見やすく理解も高まる内容かと思えます。2点程気になっているところがありまして、セーフティネットに関わる問題ですね。高齢者、あるいは住宅確保要配慮者への対策ですけれども、今、国の方でも国を挙げて取り組んでいるところですが、一人暮らしの方が他界されたときの遺品の整理ですね。それから契約の継承であったり、あるいは民間の賃貸であれば現状回復であったり、様々な問題が今、言及されている状況ですので、そういったところもしっかりと細かいところはいろいろな質問があるかと思えますので、パブリックコメントのところでももしかしたら入ってくるかもしれないので、その辺の対策といいますかやっていただきたい。保証人制度もそうなんですけれども、何といっても今の貸し出しの方というのはどうしてもご高齢の方を敬遠してしまうという問題がありまして、今の現状も含めて、法務省の方でも検討しているというところがありますので、ぜひそういったものも参考にいただきながら対策いただけたらなというふうに思っております。自分としては今年だけで4名の孤独死も含めての方の大変壮絶な現場を体験しまして、後々風評となつてあちらこちらに出回りますとなかなか入れなくなってしまうというような現実がありますので、ぜひよろしくお願い致します。

それからもう一つストックと空き家対策に関わる場所ですけれども、こちらの部分、有川先生に入っていていただいて少し安心しておりますけれども、空き家の促進で農地付き空き家ですね、問題が全国的に問題になっていまして、空き家をなんとかしましょうといいながらも実は街の中にある空き家についてはそれなりの価値がありますので、引き合いに、あるいは流通もするんですけど、一方で郡部とか地方にある空き家はどちらかという、ささやかな農家の形であっても田んぼであっても、そういった農地付き空き家も結構実はこれからは相当入ってくると思います。そこで国の方で、私達も様々な審議会等々に出させていただいて意見を述べさせていただいたところ、やっと定まったガイドラインがあります。それは各自治体、県によってですね、農地付き空き家の農地の貸付についてはばらばらになっていてですね。宮城の方では5R以上といった大変厳しいのがあったんですけど、あちこちの自治体によっては0.1Rでいいよとか、3Rでいいよとか、そういうふうな形で広がってきているんです。そういったものが県としてですね、やはり移住定住、Iターンも含めてですね、来られるように例えば山間部で過ごす方であっても誰でもどうぞといった受け入れ体制をやることによって、空き

家も軽減していくのではないか。あるいは仙台の街の中にいる方がいろいろなことで自然環境にあこがれを持ち、晩年を迎えたいという方も実はいることも結構ありますけれども、障害があって我々もなかなか現場では進んでいないということがありますので、そこはぜひやっていただきたい。

それから新しい住宅の住み替えも含めて、これもぜひ県の方からお含みいただきたいという重要な案件があります。実は地方、石巻、古川、仙台市内もそうですけれども、私道がたくさんございます。私道に面している方々が建て替えをしたい、あるいはその私道に面している物件を売りたい、買いたいということがあるんですけども、実はその私道の新しく家を建てるために、今まで水道管を13mmのメーターで使っていたんですけど、それを20mmにあげたいとかということが結構あります。あるいは浄化槽から生放流に替えたいとかいろんなケースがあるんですけど、その時に私道の共有者全員の同意書がなければ、仙台市とか石巻とかも含めて、全員の許可がなければ許可しませんというようなことがあります。これは県が主導してですね、国の方でも我々の方でも、法律上はですね、共有物の譲渡とか立て替えとかについては様々な100%の同意がなければならぬという法律もありますけれども、一方では使用貸借、使用貸借等々については過半数を超える方の同意があればいいよというような民法の定めもあるんですね。そういったものをぜひ活用していただいて、せっかくその場所に住みたいのに皆様方からの同意が得られないためにそこに家を建てられないという不便さがあるんですね。そういったところをぜひ切り込んでいただいて県の方から県下の方にご指導していただけたらいいのかなと。それだけでも結構空き家対策等々を含めて移住定住にかなりの影響があるのかなと思いますので、ぜひそういうところも横断的にやっていただけたらと思っています。とりあえず気づいたところは以上でございますので、よろしくお願い致します。

石井会長

はい。ありがとうございます。具体的なリアルな現場の話をしていただいて、直接ここに反映させられる部分と実際の運用の中でその辺をしっかりと協議していただいて、現場レベルで対応していただく部分もあるかと思っておりますので、貴重なご意見ありがとうございます。それでは米村委員よろしくお願い致します。

米村委員

はい。詳細な資料を作成いただきまして、大変だったかと思っております。ありがとうございます。私も空き家の問題について大きなものがあると思うんですけども、空き家自体の概念というのか、本当に全部人が全く住んでいないような状態を空き家というふうにいつていたのか、それとも、お子さん達は都会にいつてしまつて、高齢者の方が1階に住んでいて2階が全く使われていない、そういう物置状態の家、とても多いんですよ

ね。そういう2階の活用方法とか、例えば今、東京の都心に住んでいる人がコロナ感染者が増えていて、今、リモートワークがIT企業を中心に増えていますよね。都心の会社には週1~2回行って、それ以外は例えば軽井沢であるとか鎌倉であるとかそういうところに家を設けて住んで、そういう2拠点の会社というのがどんどん増えているということなので宮城もやっぱり仙台だと新幹線で1時間ちょっとでいける場所なので、2拠点で暮らすということで、都心を脱出して住まわれてくる方も増えてくると思われます。住んでみて失敗するというか、よそ者は排除するというものがあるんですよね、そうするとなかなか理想を描いていた住まいとは全く違うということになって出てしまうとか、そういうことになりがちなので、そういう方を取り入れる、試して住んでみるみたいな場所になればいいんじゃないかなということを思いました。それからやっぱり今海外にお子様がいる方も多いので、そうするとご両親が高齢で亡くなられた後にどういうふうに処分したらいいのかとかそういうことに悩まれる方も多いんですよ。例えば経済的にちょっと困窮してきている人が綺麗に住んで、綺麗にして住まうので、その分家賃を払わないで済むようなとか、そういうふうな柔軟な形で空き家対策がなされていけばいいんじゃないかなと思います。

あと災害が昨今増えてきて熱海の伊豆山とか災害がありましたけれども、温暖化でこういう事故がどんどん増えていくと言われてますし、実際に伊豆山の事故も間違った開発がなされて今回の土砂崩れが起きて災害が起きたと報道されていますので、そうなるのももちろん、大雨で豪雨によって土砂崩れが起きるということに繋がったと、自然災害というだけでなく、そこにはやはり人的な要因が強いと言えるんだというふうに思います。3.11の東大震災移行に急にメガソーラーというものが、開発があちこちで進んで、宮城も綺麗な田園風景が並んでいる中に急にメガソーラーの景色が現れて、とんでもない環境破壊が行われているんじゃないかと思うことがあるんですが、メガソーラーの乱開発というか、山の森林を伐採してメガソーラーに覆いつくされた開発をしてしまって、それによって土壌の保水力というのが低下して土砂災害というのが起こるということがあるわけです。熱海って本当に地盤が良くて津波の心配もない安心な土地という代表的な土地なので、あちらに住んでいる方からすると思わぬ事故で、関東大震災、あんな事故が起きましたというふうにニュースで見た時にいついたもので、今後そういうふうに家の地盤自体は良くても、その周辺で何かそういった乱開発が行われていたらそういった危険性があるので、乱開発が行われないようにするとか、不法投棄とかそういったことがなされないような取り組みとか、そういった強化というのがとても大事になってくるんじゃないかなというふうに思います。

例えばLGBTの方たちとか、そういった方たちが来た時に本当に温かく迎えられようような環境づくりとかそういったことも求められるというかそうじゃないと人口は増えて行かないし、たくさん人が来ることによって、町が活性化されるという良いことに繋がっていくと思いますので、そういった対策が必要なんじゃないかというふうに思います。

以上です。

石井会長

はい。ありがとうございます。いろいろとご意見をいただいたかと思います。住宅の空き家というだけではなくて、住宅の有効活用といいますかね、有効的な利活用、これからの時代に向けたあり方みたいなものももっと広く捉えた方がいいんじゃないかということとか、後は災害リスクも、自然災害のリスクの捉え方ももっと広く見ていかないと対応できない部分も昨今のいろんな状況だとあるみたいだということで住民側の意識対策ということと同時に住宅、もしくは開発される側の意識や対策も含めて両面からしっかりと守っていくということをしていくことの重要性みたいなものをお話いただいたかと思います。ありがとうございます。では次ですね、井上委員よろしくお願い致します。

井上委員

はい。私の方からも申し上げたいと思います。私達各委員の意見も関係各所の意見も取り入れられておりますので、非常にバランスの良い基本計画をまとめていただいたのかなと思います。国の計画との関係ということではうとかなり国の方が中間案報告以降、ガラッと変えてきており、そういう中で宮城県として重点的に見定めていくことは何かということとをかなりご苦労されてまとめられたのではないかと内心思っております。その点についてもですね、国の動向はどうかということ本文の中にしっかりと書き込められておりますので、誠意のある内容になっているのかなというふうに私は評価させていただいております。

それから全体はそういう印象でございますが、個別の意見を申し上げますと、2点程ございまして、重点推進プログラムなどを見させていただきますと空き家の関係など先程からお話が出ておりますけれども、指標等にもございますように、空き家バンク、宮城県内35市町村でございますが、空き家バンクを作られているのが25市町村ということで結構多いんだなと。一方で空き家対策計画を作っているところは4割ということで、不動産関係等専門家団体等と連携している市町村数は6ということで、かなりここにギャップがあるんだな、ということも改めて認識をさせていただいております。プログラムの中にもそこはちりばめられて書かれているので、今回は具体的にここをこう直したらどうかということは申し上げるつもりはないんですが、感想としては制度をつくることを重視した取り組み、誤解を恐れずに言うと、形をつくる形式的な取り組みというところだとどまっていたのかなという振り返りも一つにはあるのかなと思っております。他県市町村におきましては、空き家バンクは結構活用されていてですね、具体的な案内していただけたとか、リモートの相談会とか様々な取り組みが進化しているといっているんだと思います。実績に繋がるような取り組みについても今後は市町村によって

はもっとやっていかないといけないというような意識になっていると思いますし、このような取り組みを是非検討してほしいと改めて思います。それからもう一つは先程米村委員のご意見にもちょっとあったかもしれませんが、空き家バンクを活用することを考えると、賃貸などニーズが顕在化したものということになるんですけども、一方で荷物があって売買、賃貸することはすぐには決断できない、でも私は施設に入りますみたいなことで空き家になったということがほとんどなわけで、そこについての維持管理について、自分ではできない、親族は頼れない、安価で維持管理で委託できないかということについて、何か仕組みなり支援なりということができないか、空き家は管理不全が問題なので、活用したいと思った時にうまく適切に提案できる人につながるのかということが問題だと思っておりますので、そういう意味では売買、賃貸の手前の予備群的なところの維持管理をプロに任せるとすることも想定して、計画案では、相談できる体制の構築に向けた検討を行いますと書いてはいますが、個人的にはもう一步踏み込んでですね、空き家の維持管理の委託を推奨することへの優位さっていうのがあってもいいのではないかとこのように感じているところでございます。

それが1つということで、あと2つ目として推進プログラムの中の4番の住まい・まちづくりへの意識啓発プログラムということでございますが、ちょっと前回が私の方でちょっと不勉強だったんですけど、今回のこの計画につきましては県民の皆様への住まいとか居住環境への住教育の推進について具体的な記載が相当あるんだなと思ながら見ておりました。各団体が協力をして取り組むということに非常に意義がある、素晴らしい取り組みなんじゃないかというふうに私は思っています。今回の基本計画の中の県民向けメッセージとしてご説明がありましたけれども、「あたたかな住まいに、自分らしく住まう。」ということでしたが、まさにこのメッセージというのは住生活を県民の皆様一人一人に自ら考えていただくための重要なメッセージと思っておりますので、そのためにも住教育の推進というのは非常に大事なんだろうと思いますし、計画本文の中にもすでに検討テーマが数々あがっております。このような方向性からみてこれ自体の部会なりワーキングを設立してもいいくらいなんじゃないかと、つまり関係団体で住教育部会なり、ワーキングを設立して県民の皆様にお示しするというのも個人的にはあってもいいのかなと思ったりいたしました。この枠組みの中で更に宮城県独自の住教育の普及だけではなくて、震災の教訓を活かした防災の話であるとか、自然災害の激甚化への対応等なんかについてもお話をしていくということもできるのかなと思ったりしています。すみません、長くなりました。以上です。

石井会長

はい。ありがとうございます。私も最後に言おうかと思っていたのですが、もう一步踏み込んだ具体的な策といいますかね、それはどういう形でやっていくのか、もしくは現状はどうでそれに対してどうしていくのか。その辺まで見えてくるとより具体的な

と。それをどこまでここで見せるのかというのもあるとは思いますが。もちろん実務的にやる中でそういうのはもちろんもっておられると思うのですが、そういうのがより見えてくると非常にいいのかなという気は私もしたので、ありがとうございます。それでは姥浦委員よろしくお願ひ致します。

姥浦委員

計画全体としては他の委員さんもおっしゃったとおり、とても包括的で周辺の分野とも連携していくという姿勢がみられてとてもいいんじゃないかなと思いました。細かい点も含めまして3点程ございまして、まず資料3なんですけれども、宮城の強みと弱みというのが書いてありますけれども、文にはこれは特に書いていないんですけれども、この位置付けというのはどうなのかなと思いました。というのは例えばですけれども、まちづくりの視点の4割が何らかの災害リスクを抱えている地域に住んでいるというのは確かに全国と比べると強みかもしれないんですけども、計画全体の中で4割も住んでいらっしゃるということで、これは何とかしないといけないという捉え方でいらっしゃると思うので、もしこれを本気で強みというふうに捉えられるのであれば宮城は既にかなり安全な町なのでそれを打ち出していく、売りにしていくというそういう話だと思うのですが、計画の中の話としたらどちらかと言うとこれを更に4割というのを3割、2割にしていくのかという話になってくるので、あまり強みというふうを書く必要もないのかなという気も致しました。ちょっと細かいところではありますが。他のところも同じですね、空き家の増加についても確かに全国と比べるとちょっとだけ少ないですけども、だからどうなのっていうわけではないような気もします。

それから2つ目で本体の方の40ページなのですが、成果指標の目標3の災害に強く持続可能な住まい・まちづくりの推進というところで、ちょっとよくわかっていないのですけれども、地域防災計画に基づき、ハード・ソフト合わせて住まいの出水対策に取り組む市町村の割合の目標値が50%になっているのですが、ちょっと低いなという印象を受けるのですけれども、これはこういうものなんですかね？ハード・ソフト何をもっているのかあれですけれども、そもそもやっていないの？という気も致しますし、2026年までに100%達してもいいくらいじゃないかという気が致しました、というのが2つ目でございます。

それから最後の3つ目ですが、目標3のところでも全体的になんですけども、59ページのところですね、ダイジェスト版でもいいのですが、こちらに書かれているのはどちらかと言うと災害リスクの話空間計画とリンクさせながら考えていくというところがどちらかと言うと中心ですから、相当マイナスが大きいところをどう削っていくのかという話がどちらかと言うと中心で、一方でダイジェスト版の2ページに書いてあります、一番下のところですね、立地適正化計画であるとか、59ページの施策の一番最後のところにも書いてありますが、これっていうのはもう少しポジティブな話というか、

マイナスとどう削っていくかというよりプラスをどう作っていくかという、そういうイメージだと思いますけれども、そこは独立させるか、もう少しそういうところは強みに書いてもいいのではないかなと。ですから災害リスク、確かにかなり増えてきてどうするか非常に大きな課題かと思えますけれども、もう一つはそもそも人口減少に対応して町をどうするというのも大きな柱として重要な部分かと思えますので、この「等」の中に入っているといえば入っているのですが、この辺りをもう少し書き込むというか増やしていくというのもあるかなという気もしました。

石井会長

はい。ご意見ありがとうございます。今の話であった50%の話のあの辺のことで何かコメントできますか？

事務局

事務局です。40ページの成果指標のところなのですが、国としてはハード対策のイメージで、例としましては避難所などの空間の確保等ということでハード対策をしております。ソフト対策をしましては大体やっている市町村が多いかと思うんですけれども、ハザードマップの説明会を実施するという事などで、ソフト・ハード両方をあわせて推進対策を実施するという事で、5割を目指すということで国に合わせまして、成果指標を設定しております。

姥浦委員

こんなものといえばこんなものなのかもしれないですけども、一市民としては低いかという気がただけです。ありがとうございます。

石井会長

はい。ありがとうございます。まずはご意見頂戴したということでありがとうございます。では私の方からもですね、ほとんど皆様のご意見と重なるところもあるのですが、まず1つは資料2の計画案反映のこの1枚、結構これわかりやすくていいなと思ってはいるんですね。で、当然本文の中にも44、45ページで施策展開、体系のところが入ってはいるんですけども、なんとなくこの現状の課題と視点とあとは重点プログラム含めてぱっとう見れる、これの1枚が非常にわかりやすいなと思っているので場合によっては概要なんかはこの辺をしっかりと組み込んだ方が全体像を理解していただくのにはいいかなと思ったのでその辺の活用ができればと思ったのが1点でございます。

あとはいろんな課題それから方針、施策をみていくと、もはや住宅の問題というのはやはり住宅だけで考えていくわけにはいなくて、福祉との繋がりやまちづくりとの繋

がり、そこがもう明らかなわけですね。そういうふうに見て行かないと解けないというのが非常にこれからの住宅を考える上での問題、課題だということであればやっぱりもちろんこれを進めるのでは県の中では他部局、住宅福祉、その他連携しながら当然やっていくし、いろんな段階も一緒になりながらやらなければならないというのは明らかで、その辺は散りばめられて書かれているとは思うんですよね。やっぱりその意識というのはもっともっとまず大前提でしっかり持たないとこれは進められないのではないかと。やっぱりその縦割りの行政もそうだし、仕組みの中ではなかなか解けないということがはっきりしているので、その連携をしっかりと作っていくことがなりよりも必要だっていうことが、すごく感じるのです。もちろんそういうことは全体を通して読んでいけば理解はできると思うんですけれども、そこは改めてご確認しておく必要があるかなというような気がすごくしました。例えばセーフティネットの中の居住支援協議会なんかも、やっぱり本当にこれをやっていこうと思うと、本当に連携しながらやらないといけないし、住宅の問題というのが住宅側から出てくることもあるし、福祉側からやっていくとそこに行きつくようなこともかなりあるので、そういう意味ではそこでこううまく、それを一体誰が調整しながら連携するのかっていうのがないと意外と絵ではこうあってもうまくいかないんじゃないかなと。そういう意味では例えば居住支援協議会で実際、そこにどういう本質的な課題があるのかということとはなかなか絵ではわかるんですけどね。わからない、見えないところもあって、そこら辺が実は課題でもあるし、これから乗り越えないといけないところではあると思うので、そんなこともほんとは見えるといいなというのがなんとなく感じたんですよね。つまりここでこう書かれているようなことと言うのはどの市町村、県で書かれていることとたぶん一緒に文字にしたらたぶん同じことが出て来るんだと思うんですよね。それをじゃあ、それぞれの県で宮城県では現状どうなのかと、この居住支援協議会の概要で宮城県の団体の構成なども書かれていますけれども、宮城県の姿では一体どうで、どこを取り組みの中でも充実させていくのか、どこをどうすればよりその目標に向っていけるのかということとはなかなか読んだだけではわからないし、現場の方々はわかっていると思うんですけど、その辺がもう少し具体的に見えるといいなと。ここでそこまで見せるのか、それは現場レベルでしっかり把握しておくことでいけるのかということはあると思いますが、その辺はすごく大事なのかなと思いました。そういう意味で例えばこういう取り組みも全国、都道府県やっているわけで、ちょっとよくわからないですけども、やっぱり上手くできているところ、例えば先進的なことをやっていたり、やっぱり特徴的なことをやっている地域や都道府県ってもしかしたらあるのかもしれない。そういう情報をお持ちなのかもしれないですけども、そういうことを何か知ることを通して宮城県としてはどうしていくのかというあたりがこれを基にこれから考えていかれるというのはもちろんだと思うので、何かその姿が最終的には見えてくると。少なくとも現状はこうで、どこにその課題があって、それが何年後かにやっぱりこの部分がこんな形で強化されてきたとかですね、

それが最終的に数値に落とし込まれて結果として見えてくると思うのですけれども、そのままこうやっても数は増えていくのかもしれないですけれども、それでいいのかというのがちょっとあれですよ。もっと、それを目標に近づけるためには何かどこかを強化したり、新たな何か要素を入れたり、なんかしていかないと本質的な改善、より良くしていくために繋がらないと思うので、その辺はどういう風に見せていくのか、もしくは把握しておくのかということ、どの項目についても同じかもしれないんですけども、結構そういうことが大事なんじゃないかなということがちょっと思ったので、それはすぐに書き込める、もしくは反映できないかもしれませんが、ちょっとコメントさせていただきます。

あとは全体的には委員の皆様のご意見を踏まえて、かなり後半に具体的に大事なことは書かれてはいると思うので、いいかなとは思ったんですけれども、いろんな基本方針や施策でやっぱりかなり重なってくる部分がある、例えばセーフティネットの話をしていくと空き家の話とも繋がる部分があると思うんですけども、その辺がちょっと見えないところもあって、空き家は空き家の話で、セーフティネットはセーフティネットの話で。ただ意外とそれぞれの項目が融合している、繋がっている部分があるので、その辺の伝え方、見せ方ですね。そこがどういうふうに伝えたいのかなというのがあるんですけれども、一つの施策、目標、方針に対して、それがいろんなことに実は繋がっているということの見せ方、意識というのも必要かなというのがちょっと感じたところなので、そこは見せ方の問題、伝え方の問題なのかもしれませんけども、もう少し工夫があるといいかなと思うところではあります。ということで全体を通しての感想を述べさせていただきます。一通り委員の皆様からご意見、ご感想、またご提言等いただきましたけれども、何か全体を通して新たにもしくは重ねてご意見等ありましたらご発言いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

佐々木委員

佐々木でございます。以前の会議でも、4、5年前の会議でも提案して採用していただいたんですけど、目標2の豊かさを繋いでいく住まいの中の良質で長寿命な住宅の普及等々に絡むのですけれども、ぜひ今、ウッドショックで大変な状態になっています。宮城県産材の積極的な活用、これについて今現在も制度がございます。補助金制度もでてますけれども、それを更に積極的に推進していくという文言を入れていただくと良いのではないかなと。新築あるいはリノベ、リフォームする時にぜひ県産材を使って下さいといったそういったものも私はもう一度ここで示された方がインパクトあるのかなと思っておりますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

石井会長

はい、ありがとうございます。こちらもご検討いただけたらと思います。その他いか

がでしょうか？今日いただいたご意見を踏まえて、加筆できるところは加筆、修正等も含めて今月いっぱいに対応できることをしていただいたもので、パブリックコメント、中間案を出していただく、なかなかすぐにはどうしていいかわからないようなこともたぶん好き勝手言っていますので、その辺については少し検討いただいて、最終案の方で取り込む、もしくは何らかの別の形で対応するということも含めて調整、検討いただくことになるかと思います。その他、もしあればご発言いただけたら思うのですが、いかがでしょうか。

姥浦委員

先程ちょっとごちゃごちゃ言ってしまったような気がするので、59ページ、重ねてもいいということなので申し上げますと、要は地域の狭い意味での都市計画ではなくて広い意味での都市計画、我々が住んでいる空間を計画するという、その空間計画とリンクした住まい、まちづくりというものをもう一つ付け加えていいのかなど。その具体的な話の1つがこの立地適正化計画であり、この立地適正化計画の、計画の策定を促進するのではなくて、策定した後の取り組みを住環境整備なり、住生活に関する支援だとか、そういうものとリンクさせながらその実現を図っていくということだと思いますので。はい、以上です。

石井会長

はい、ありがとうございます。その辺ちょっと事務局の方で確認していただいて、実際、姥浦委員に確認いただきながら、どういう形で文言として入れられるか具体的などころで詰めていただけたらと思います。その他いかがでしょうか。

井上委員

重点推進プログラムの4番の中で住宅再建に関して防災協定の充実とあるんですけど、災害協定等は私共も締結させていただいているのでよく知っているんですが、住宅再建に関する防災協定というのは具体的には知りませんので、どのような内容なのか、もしよろしければ教えていただきたいなど。さらにその充実とございますので、そこについてもあわせて教えていただけたらと思います。

石井会長

はい、その辺についてお答えいただけますか？

事務局

はい、事務局です。今、質問あった内容に関してなのですが、主に建設型応急住宅の供給体制に関する内容でありまして、これまで県ではプレハブ協会と昨年度、宮城県木

造応急仮設住宅建設協議会ですけれども、木造版の地元の工務店さんからなるグループと協定を提携させていただきまして、これから激甚化、多頻度化する災害に備えて様々な供給体制ですね、建設型に頼らず、例えば民間賃貸住宅を活用したりですとか、あとは今、コンテナハウスだったりですね、あとはムービングハウスとか様々な供給体制がありますので、被災があった際に素早く対応できるかというところを多様な供給体制という意味で記載させていただいております。

石井会長

はい、ありがとうございます。その他いかがでしょうか？先程、姥浦委員からもあった資料3、概要の中での強み、弱みのあたりも捉え方によってかなり微妙なところもありますよね。その辺の伝え方、事実としての数字で伝えていくことでいいのかなという気もしますけれども。例えば先程の災害リスクを抱える地域の人口なんかも宮城県だと津波のあれば入っていないんですよね？これは数字はなかなか出てこない。実際でもなんとなく入れるとどんな感じになるんですかね。6割くらいになるんですかね。ちょっとわからない。その辺の数字の違いもあるんで、単純に県は4割で全国が7割という話もなかなかできないところもあると思うので、現状の数字を捉えるというところで記述をしていくことでよろしいような気もするんですけどね。

井上委員

これはやっぱり、強み、弱みという言い方に拘っていらっしゃる。特徴というべきですよ。

事務局（木村技術主幹（班長））

今回、前回ですね、住生活基本計画を見直す際に宮城県らしさということを中心に議論になったということ踏まえまして、今回、現状と課題という意味で宮城の強み、弱みというのを新たに認識していただくという意味で敢えてアンダーライン等で分類させていただいたのですが、ご指摘あったとおり、見方によって表裏一体といいますか、強みでもあり、逆に弱みでもありますし、40%でいいのかというそもそも議論というものもありますので、決して必ずしもこれを強く表現したいというわけではないのですけれども、こういうところを意識してやっています、という意味合いの内容で記載しました。

石井会長

強み、弱みは消してもいいですよ。実態として県の特徴はどこにあるのかということをしっかり記述するということだと思うので、その特徴というのはプラスに働く、考えられるところもあるし、そこも課題として捉えながら進めていけるところもあるし、

そこは事実をしっかり書いていけば、おそらく自然とやる課題とリンクさせて見ていけば理解はされていくと思うので、宮城県の特徴ということでおさえていけばよろしいのかなという気がしますね。はい、ありがとうございます。

有川委員

また細かいところで同じ視点ですけれども、概要のストックの視点での強み、弱みのところの数値というのはどうしても宮城県の特徴、まあ大差ない感じですが、特徴と言えらると思いますが、これは震災後の特異的な数値でもあるわけですよね。だからこそ宮城県の特徴であるという言い方もできるわけですが、そこら辺をしっかりとおさえた説明があればよろしいかと思えます。なので、常に宮城県がこういう状態、宮城県の特徴として常にこういうものだということでは必ずしもないですよね。

石井会長

はい、ありがとうございます。

米村委員

先程、震災対応の住宅ということで、コンテナハウスという話がありましたが、例えばまた東日本大震災のようなことがあったときに、すぐ避難する場所となったらやはり体育館、地べたでプライバシーも何もないような空間ということになってしまうのか、それとももう少し、今、1週間で出来る家というのも開発されていますので、そういった対応も考えられているのでしょうか？

事務局（木村技術主幹（班長））

現在、いろんな民間事業者から売り込みと申しますか、そういったことも含めてどういう供給体制が一番いいのか、やはり被災者の方が避難所とか仮設住宅ではなくて出来るだけ、日常生活に近い環境で早期に送れるような体制が一番望ましいと思っておりますので、検討は様々しているのですが、まだどの選択肢が一番いいのかどうかも含めて検討を進めている状況です。

石井会長

はい、ありがとうございます。来るべき災害に向けての避難所や仮設住宅、そういうところでの意識というのも新たな時代に向けての対応、検討というのももちろん必要だと思えますのでね。はい、ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。じゃあ、よろしいですかね。いろいろご意見いただきましたので、それらを踏まえて改めて整理をしていただき、計画案にすぐ反映できるところは反映していただきながら、中間案、パブリックコメントをいただくということで、その後、最終的な最終案に向けて改

めて整理をして、また皆様のご意見をいただく機会があると思いますので、そこに向けて進めていくということにさせていただきたいと思います。事務局の皆様におかれましてはちょっといろいろなご意見があつてすぐに整理するのは大変なところもあるかと思いますが、ぜひ確認をいただき、また必要に応じてそれぞれの委員に具体的な表現の仕方とか、内容についても必要があればご確認いただきながらまずは中間案の作成を改めて取り組んでいただけたらと思います。よろしくお願ひ致します。それでは予定していた内容は以上ですので時間が早いですが、こちらで本日の懇話会を終了とさせていただきます。では事務局の方にお渡ししますので、よろしくお願ひ致します。

事務局（高橋課長）

住宅課長の高橋でございます。私の方から御礼を申し上げさせていただきます。本日は長い時間、ご協議いただきまして誠にありがとうございます。今回、我々の方でご用意致しました資料につきまして皆様から一定の評価をいただいたのかなと感じております。また今日いろいろとご意見をいただきました。そういったご意見を参考にさせていただきながら、今後の中間案の取りまとめの中でしっかりと組み入れていきたいと考えておりますので、引き続き今後ともご指導をよろしくお願ひ致します。

5. 閉会

事務局（櫻井副参事）

それでは皆様、本日はご検討賜りましてありがとうございます。本日いただきました内容等を踏まえまして、先程石井会長からもお話いただきましたが、内容等を整理しまして、パブリックコメントに向けた中間案、こちらの方を作成して皆様にまたメール等で送らせていただきたいと思いますと考えております。それから本日の議事内容につきましても前回同様なんですけれども、まとめたものをあわせて送付させていただきますので、内容のご確認をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひ致します。次回の第4回の懇話会ですけれども、パブリックコメントの意見、こういったものを反映させた計画の最終的な案をお示しさせていただきたいと考えてございます。日程につきましては後日、先程、10月～11月ということで幅をもたせていただいたのですが、こちらの方で後日ご案内させていただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。なお、次回の開催までの間に個別にご意見、ご助言等賜る機会があるかと存じます。皆様、大変ご多忙の中、恐縮ではございますけれどもよろしくお願ひ申し上げます。以上をもちまして、「第3回宮城県住宅施策懇話会」を終了致します。本日はありがとうございます。